



発行 東京都

目次

114

規則

○東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…

訓令

○官報報告規程の一部改正……………（総務局総務部文書課）…

○職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正……………（総務局人事部人事課）…

○職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の一部改正……………（同）…

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十六号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項の表一の項中「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同表二の項イ中「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同項口中「收受事務担当者の確認印を押す」を「收受事務担当者名を記載させ

る」に改め、同表三の項イ及び四の項中「收受事務担当者の確認印を押す」を「收受事務担当者名を記載し」に、「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同条第五項中「受領印を押させる」を「受領した職員名を文書授受簿に記載させる」に改める。

第十四条第二項の表一の項中「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同表二の項イ中「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同項口中「文書主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載させる」に改め、同項口ただし書中「金額」の下に「及び開封した職員名」を加え、同表三の項イ中「文書主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載し」に、「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同項イただし書中「の記載」を削り、「文書主任の確認印の押印」を「開封した職員名の記載」に改め、同表四の項中「文書主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載し」に、「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同項ただし書中「金額」の下に「及び開封した職員名」を加え、同条第三項中「受領印を文書授受簿に押させる」を「受領した職員名を文書授受簿に記載させる」に改める。

第十五条中、「文書主任」とあるのは「文書取扱主任」とを削る。

第十六条第二項の表一の項中「受領印を押させた」を「署名をさせた」に改め、同条第三項第一号中「文書主任又は文書取扱主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載させる」に改め、同項第三号中「文書主任又は文書取扱主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載させる」に改め、同号ただし書中「金額」の下に「及び開封した職員名」を加える。

第三十五条第三項中「場合」の下に「（法令等の定めにより公印の押印を要する場合を除く。）」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

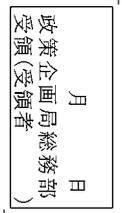
三 庁外文書のうち、国、地方公共団体、都が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）又は条例第十六条第一項に規定する出資等法人に対し発信する公文書（重要なものを除く。）

別記第一号様式中「」を「」に改める。

別記第二号様式中



を



に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都文書管理規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令

●東京都訓令第四十五号

官報報告規程(昭和二十九年東京都訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。
 令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

第四条中「三部(電子文書(東京都文書管理規則(平成十一年東京都規則第二百三十七号)第二条第三号の電子文書をいう。))により送付するときは、一部」を削る。

別記様式第十三号中

			官報 番号
			官報 主任 印者印
			官報 報告 取扱 者印

を

			官報 番号
--	--	--	----------

に改める。

附則

この訓令の施行の際、この訓令による改正前の官報報告規程別記様式第十三号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都訓令第四十六号

職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(昭和四十六年東京都訓令甲第六十八号)の一部を次のように改正する。
 令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

第二条の表一の項中「知事」を「副知事」に改める。

附則

この訓令は、令和二年十一月一日から施行する。

●東京都訓令第四十七号

職員の兼業許可等に関する事務取扱規程(昭和四十六年東京都訓令甲第六十九号)の一部を次のように改正する。
 令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

第四条の表一の項中「知事」を「副知事」に改める。

附則

この訓令は、令和二年十一月一日から施行する。

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

